

集団給食施設のみなさまへ

食品衛生法が改正され、集団給食施設は営業の届出が必要になります。なお、調理業務を外部事業者に委託する場合は、受託事業者が飲食店営業の許可を取得する必要があります。

調理業務を
外部事業者に
委託している

Yes

- ①受託事業者は、飲食店営業の許可が必要です。令和3年6月1日までに、許可を取得してください。
- ②食品衛生責任者の選任をしてください。
- ③HACCPに沿った衛生管理を行ってください。

病院の調理業務を委託していた場合で、今までは飲食店営業の許可を求めている場合がありますが、今後は許可が必要となりますので、ご注意ください。

No

給食を他施設に
提供している

Yes

- ①施設の設置者又は管理者は、飲食店営業の許可が必要です。令和3年6月1日までに、許可を取得してください。
- ②食品衛生責任者の選任をしてください。
- ③HACCPに沿った衛生管理を行ってください。

No

1回が20食程度
以上である

Yes

- ①施設の設置者又は管理者は、令和3年11月30日までに、営業の届出を行ってください。
- ②食品衛生責任者の選任をしてください。
- ③HACCPに沿った衛生管理を行ってください。

No

- ①営業の届出、食品衛生責任者の選任の必要はありません。
- ②HACCPに沿った衛生管理は必要ありませんが、関係業界団体等が作成した手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について(平成9年6月30日付け衛食第201号)」を参考に、自主的な衛生管理に努めてください。

【問合せ先】福山市保健所生活衛生課 (Tel:084-928-1165)

食品衛生法の改正内容

■HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在を把握するため、届出制度が創設されました。

○許可とは異なり、施設基準はありません。

○更新の必要はありませんが、届出内容に変更が生じた場合や廃業した場合には、届出をしてください。

■届出内容

- ・届出者の氏名
- ・施設の所在地・名称
- ・営業の形態
- ・食品衛生責任者の氏名 など

■届出方法

・施設の設置者又は管理者は、別添の様式に記入し、保健所生活衛生課に提出してください。

・なお、食品衛生申請等システムを利用した電子申請による届出も可能です。

■施行は、令和3年6月1日です。

令和3年6月1日時点において稼働している施設の設置者又は管理者は、施行から6か月以内(令和3年11月30日まで)に届出をしてください。なお、外部事業者調理業務を委託している場合や、給食を他施設に提供している場合は、令和3年6月1日までに飲食店営業の許可を取得してください。

また、HACCPに沿った衛生管理や食品衛生責任者の選任については、令和3年6月1日から実施が必要です。

■HACCPに沿った衛生管理の実施

従来通り、「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」に従って、衛生管理を行ってください。

なお、中小規模等の集団給食施設は、関係業界団体等が作成した手引書を参考にすることも可能です。

■食品衛生責任者の選任をしてください。

※食品衛生責任者とは

HACCPに沿った衛生管理などを行う食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

■食品衛生責任者になるためには

次のいずれかに該当する必要があります。

①食品衛生責任者養成講習会を受講する

講習会の詳しい情報は、福山市ホームページ又は広島県食品衛生協会ホームページで確認してください。

②次の資格を持っている方は、講習会を受けなくても食品衛生責任者になることができます。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士 など

【問合せ先】福山市保健所生活衛生課 (TEL:084-928-1165)